

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（県立学校処務規程の一部を改正する訓令）

県立学校教育課

1 訓令の概要(県立学校処務規程)

県立学校における公印取扱い、文書取扱い並びに副校長、教頭及び事務長の専決に関し、必要な事項を定めた教育委員会訓令

2 改正の概要

沖縄県立学校等の設置に関する条例の改正により沖縄県立球陽中学校、沖縄県立開邦中学校及び沖縄県立やえせ高等支援学校が設置されることに伴い、文書記号を追加する。

3 公報掲載日及び施行年月日

(1) 球陽中学校及び開邦中学校

公報掲載日 平成27年9月18日 施行年月日 平成27年10月1日

(2) やえせ高等支援学校

公報掲載日 平成27年10月下旬 施行年月日 平成27年11月1日

4 改正内容(下線部を追加)

(記号及び番号)

第13条 文書には、次の各号に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。この場合、記号の次に番号を付するものとする。

- (1) 文書の記号は、別表第1に定めるところとし、その番号は、各学校に備える文書件名簿（第1号様式）により、收受の際に記入し、收受に基づかないで発する場合は、施行の際に記入する日付順の一連番号とする。ただし、軽易な文書については、番号にかえて「号外」と表示し、文書件名簿への記載は省略するものとする。

(2)(3) 略

別表第1（第13条関係）

学 校	記 号
やえせ高等支援学校	や高支
与勝緑が丘中学校	緑丘中
球陽中学校	球陽中
開邦中学校	開邦中